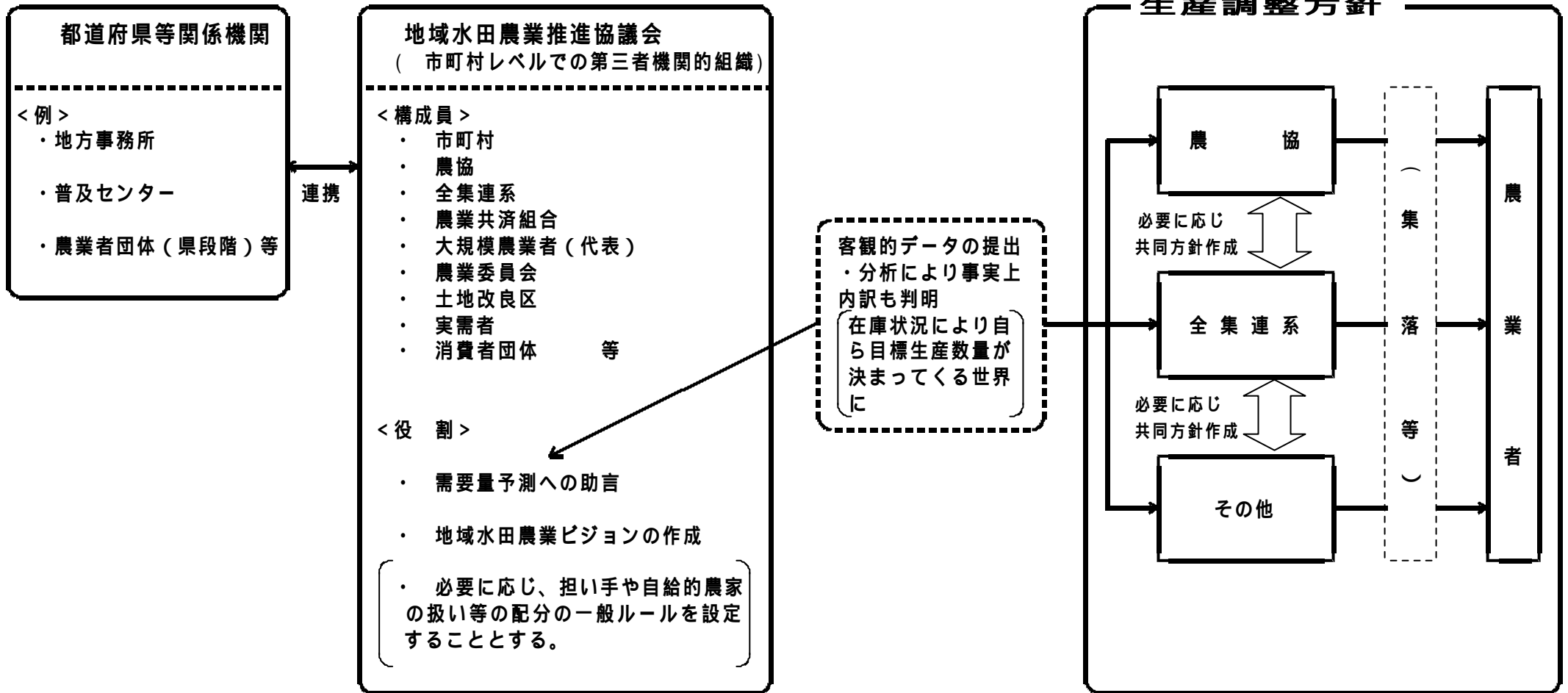


## 「農業者・農業者団体が主役となるシステム」における需給調整



注1 市町村レベルでの第三者機関的組織については、構成員は、地域の実情に応じて構成するものとするが、地域水田農業推進協議会と共通のものとすることができる。

注2 複数の業者に出荷している農業者が、どの業者の生産調整方針に参加するかは、地域の実情に応じ、農協、全集連系等でまとめて一本の方針を作成する、主たる出荷先にまとめて参加等のパターンがある。

注3 生産調整方針作成者は、各農業者への数量の配分を行う場合に、各農業者の自家消費等も含めて行う。

注4 国及び地方公共団体は、生産調整方針の作成及びその適切な運用のために必要な助言及び指導を行うよう努める。